

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム実施要項

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じてわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）に参加することで、開催機運を盛り上げるとともに、県民総参加の大会を目指す。

あわせて、両大会の開催を契機に、歴史や文化、自然をはじめとする滋賀ならではの魅力を県民一人ひとりが再認識するとともに、県内外に発信することを通じて、地域の活性化につなげるため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業（以下「文化プログラム事業」という。）の実施に係る必要な事項を定める。

2 事業の要件

文化プログラム事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 事業の内容が、次のいずれかに該当すること。

ア スポーツ文化の振興や健康増進に寄与する事業

イ 歴史や文化、自然をはじめとする滋賀ならではの魅力を発信する事業

ウ その他、文化プログラム事業の目的に沿っていることが認められる事業

(2) 一般に公開されるものであること。

(3) 原則として、滋賀県内で開催されるものであること。

(4) 令和7年1月1日から12月31日までの期間内に行われるものであること。

3 事業実施者

文化プログラム事業を実施できる者（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、滋賀県（わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を含む。）および特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会

(2) 滋賀県内の市町（わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ市町実行委員会を含む。）

(3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く。）

4 申込みの手続き等

(1) 申込み^{※1}

事業実施者は、文化プログラム事業を実施しようとするときは、令和5年9月28日から令和6年9月30日までに「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業申込書」（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

なお、「バリアフリー等の配慮」および「環境配慮」に係る取組がある場合は、併せてその内容を記載するものとする。

(2) 審査等

実行委員会は、前号の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会（以下「国スポ委員会」という。）に、文化プログラム事業として申請する。

(3) 文化プログラム事業としての登録等

実行委員会は、国スポ委員会が前号の申請を承認したときは、当該事業を文化プログラム事業として登録し、これを「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業登録通知書」（様式第2号）により事業実施者に通知する。

(4) 実施事業の変更^{※1}

事業実施者は、文化プログラム事業として登録された事業概要を変更（事業名、実施日（期間）、会場、事業内容の変更^{※2}、事業の廃止等）するときには、あらかじめ「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業変更報告書」（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

実行委員会は、これを審査し、適当と認めるときは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業登録変更通知書」（様式第4号）により、文化プログラム事業の内容を変更登録したことを事業実施者に通知する。

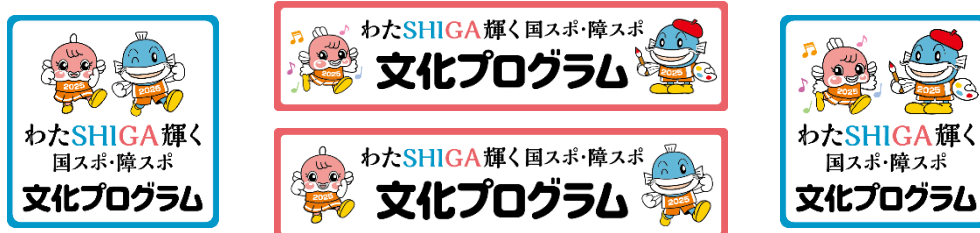
なお、事業名、実施日（期間）、会場、事業内容の変更^{※2}、事業の廃止があるとき、実行委員会は、国スポ委員会の変更承認を受けることとする。

(5) 実績報告^{※1}

事業実施者は、事業終了後1か月以内に「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業実績報告書」（様式第5号）を実行委員会に提出するものとする。

5 名称等の表示

事業実施者は、名称（「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業」）および実行委員会が別途提供するロゴマークのいずれか一方または両方を、文化プログラムの会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示するものとする。



6 その他

文化プログラム事業の実施に要する経費は、事業実施者の負担とする。

※1 申込、変更報告および実績報告については、しがネット受付サービスからも可能とする。

※2 事業名が変わるような大幅な内容変更を指すものとする。